

司法試験、公認会計士試験など合格者合同祝賀会

「チャンスを与えてくれた専大に感謝」

06年度司法試験、新司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者合同祝賀会が12月18日、神田キャンパスで開かれた。日高義博学長・理事長、小川恵三育友会長はじめゼミ指導の教員ら約80人が出席。一意専心、難関を突破した合格者たちを祝福した。

今年度の本学関係の合格者は、司法試験1人、新司法試験9人、公認会計士試験10人、国家公務員採用Ⅰ種試験1人(坂井芳正さん・法4)のあわせて21人＝他の合格者名は2006年10月号・12月号既報。合格者を代表して現役学生で公認会計士試験を突破した新井聖一さん(商3)が「専大に入学して、与えられたものはチャンスです。このチャンスを生かして大きな結果を手に入れることが出来ました」と感謝の気持ちを込めてあいさつ。今後の活躍に期待する盛大な拍手が送られた。



▲日高学長や恩師に囲まれ喜びの合格者のみなさん

「司法改革—裁判員制度の導入と刑事司法の行方—」開催

国民のための真の刷新を — 4講師が講演

2009年5月までにスタート予定の「裁判員法」など司法制度改革は、戦後60年に及ぶ刑事司法制度に変化をもたらし、国民のための刷新となるのか。冤罪(えんざい)や誤判はなくなるのか。日本の刑事司法の問題を問う大学院公開講座第II期「司法改革—裁判員制度の導入と刑事司法の行方—」が神田キャンパスで11月、4回シリーズで行われ、司法改革の柱である裁判員制度のほか陪審制度の実施や代用監獄の廃止を求める講演があった。延べ250人が熱心に聴講、来場者の関心は高く「司法改革を国民の問題として真摯(しんし)に考えるべき。無関心こそ最大の罪だ」などの意見が寄せられた。



▲熱心に質問する聴講者

裁判員制度について



山本和昭教授

第1回(11月8日)は最高検察庁検事などを務めた山本和昭法科大学院教授が裁判員制度の概要について講演した。裁判員制度は、国民から無作為に選ばれた裁判員が殺人、傷害致死など重大事件の刑事裁判で裁判官と一緒に審理する制度。この導入により裁判に市民感覚が反映され、国民の司法参加が大きく進む。

講演で山本教授は、最高裁判所制作の広報用映画『評議』を上映。同制度の大きな特色(▽公判前整理手続の実施▽迅速で分かりやすい訴訟運営▽裁判官3人と裁判員6人の協働作業)を解説。「裁判官が議論を整理し、裁判員に適切な説明をすることが不可欠。同時に裁判員の職務の独立性、判断の公正が損なわれてはならない」と語った。

公判前整理手続



小出 幹一教授

第3回(同22日)の講座は、「公判前整理手続と調書裁判」について。講師は、名古屋高裁判事などを務めた小出幹一法学部教授。名古屋高裁の裁判長時代には、「名張毒ぶどう酒事件」(61年)の第7次再審請求を担当、再審開始、死刑執行停止の決定を行った。

従来の刑事裁判では、捜査段階で作成された調書が証拠の中での大きな比重を占める。裁判官は、その調書を読み込むことによって心証をとることから「調書裁判」「精密司法」などと言われている。

一方、市民の加わる裁判員裁判では、これまでのようなやり方では出来ない。新たに導入された「公判前整理手続」により、裁判の開始前に検察官と弁護士が裁判官を前にし、それぞれの主張や証拠を明確にする。争点中心の絞り込み作業によって審理が行われ、「核心司法」へと変わる。

小出教授は「『調書裁判』から脱却し、争点の明確化に伴う証拠開示制度の充実・拡充こそが裁判員裁判における審理の要である。人間性を備えた裁判長、高い事実認定力を持つ裁判官、尋問によりの確な回答を引き出し、裁判員に分かりやすく説明する検事、弁護士の存在が求められる」と当事者の役割の大きさを強調。「市民参加によって官僚的部分を取り除こうとする裁判員制度の実施は、革命的な出来事だ。問題点が多いが、一人ひとりの理性に基づき、成功させよう」と結んだ。

なぜ陪審でないのか

裁判員制度に異議を唱える作家の伊佐千尋氏の講演(第4回・同29日)は「なぜ陪審でないのか」。伊佐氏は、米国占領下の沖縄で自ら体験した陪審制度について著した『逆転』のほか冤罪に関わる著作も多い。「裁判員制度に反対し、陪審制度を実現する会」を



伊佐千尋氏

発足させるなど司法改革の必要性を訴えてきた。

伊佐氏は、裁判員制度について「公判前整理手続は裁判の“山場”であるのに裁判員は同席出来ない。裁判員が一番重要なエッセンスや当事者の姿勢を知らずに刑事裁判に参加することになり、重大な情報格差がある」など、裁判員の地位が軽く扱われる制度に問題を投げかけた。

さらに警察オンブズマンの不在による捜査から刑事裁判まで、官僚が独占している刑事司法の現状を、冤罪事件の実例をあげながら批判。「裁判員裁判は官僚独占を強めこそすれ、開放する制度ではない」と結論付けた。

「かつて大正デモクラシーの洗礼を受けた優れた先達が論議を重ね23年、陪審法が制定された(その後停止)。陪審制度を復活させ、一般市民が主体的に自律的に裁判を行い、刑事被告人の権利を守ることが民主国家としての姿だ。陪審は司法制度としてではなく、政治制度として捕らえるべきだ」と語った。

いつまで続く代用監獄



庭山英雄氏

第2回(同15日)のテーマは「いつまで続く代用監獄」。講師は弁護士で元本学教授の庭山英雄氏。庭山氏は「狭山事件」(63年)の「再審を求める市民の会」代表を務めるなど冤罪を晴らす活動に尽力している。

警察の留置場を監獄の代用として用いる代用監獄は、新憲法や新刑事訴訟の制定という時代変化に関わらず存続。無罪推定を受けている被疑者、被告人の身体を、捜査機関である警察自らが逮捕後3日間の後、最大で20日間拘束、管理することが認められていることで「自白強要システム」として働き、冤罪、誤判の温床とされている。国際人権(自由権)規約委員会等の国際機関から廃止勧告を受け続けている。06年、成立した未決拘禁法によっても廃止されず、代用刑事施設として存続することになった。

講演では、放映当時(89年)反響を巻き起こしたNHKテレビのドキュメンタリー「誤判は防げるか—英米司法からの報告」のビデオを放映。英国と米国各地の人権尊重の民主的刑事司法の取り組みを、庭山氏が丹念に取材して回った模様が紹介された。一方で日本の冤罪、誤判を生み出す共通項である別件逮捕勾留(こうりゅう)、見込み捜査や自白の強要を生み出す代用監獄の存在が明らかにされている。

庭山氏は会場からの質問に答え、「代用監獄制度を頑迷に残している日本の姿勢は、国際社会として恥ずべきこと。人権先進国には程遠い」と撤廃を強く訴えた。

情報システム学会

本学教員が発表

情報システム学会(北城恪太郎会長)の第2回研究発表大会(大会委員長・魚田勝臣経営学部教授)が12月2日、神田キャンパスで開催された。写真。櫻井通晴経営学部教授、社会システムデザイナーの横山禎徳氏による講演のほか、7セッションに分かれて44件の研究発表が行われた。「情報システムと教育」セッションでは竹村憲郎経営学部教授とネットワーク情報学部の松永賢次助教授、飯田周作助教授、小林隆教授、綿貫理明教授が発表した。同時開催でワークショップ「産業界から論文発表を促進するために」が行われた。



自然科学研究所講演会

「微細藻」をテーマに

自然科学研究所主催の第8回公開講演会が「微細藻のカーボン食と環境を支える小さな藻類」をテーマに、12月9日に生田キャンパスで開催された。講演は商学部山本真紀講師＝写真、東京薬科大学都筑幹夫教授、(株)シーアグINC日本代表生田義明氏により行われた。はじめに山本講師から「微細藻の世界—多様な生存様式と進化—」と題して、微細藻の多様性や進化の道筋、生存環境や生存戦略に関する紹介が行われた。次に都筑教授から「微細藻を用いた基礎研究—光合成研究から環境とゲノムの研究へ—」と題し、微細藻を用いた光合成や環境影響に関する研究についての解説がなされた。最後に生田氏から「最大の生産性を持つ植物-微細藻—微細藻利用の現状と将来—」と題し、商業利用の観点からの微細藻の魅力と研究開発の現状について語られた。会場には学生、教員、市民ら約150人が訪れ、満席の大盛況となった。



文学部設置40周年

社会学専攻主催・記念講演会 — 西川善介名誉教授が講演

文学部設置40周年を記念する社会学専攻主催の記念講演会が、11月29日、生田キャンパスで開催された(共催は専修社会学会)。西川善介名誉教授の講演を中心に、社会学専攻の現職教員・院生およびOB教員(児島和人氏、米地實氏、玉水俊哲氏)、他専攻の有志教員などが出席した。



西川善介名誉教授

「学部設置40周年を機にさらに文学部の飛躍を期待する」との矢野建一文学部長と柴田弘捷教授の挨拶の後、宇都榮子教授の司会で、西川善介名誉教授の「社会学と法社会学の違い—体験から—」と題する講演が行われた。本学での社会学教育の経験も織り交ぜながら同教授の研究の軌跡を振り返りつつ(村落)社会を捕らえる方法について論じた興味深い内容で、活発な質疑応答が交わされた。なお、西川名誉教授の講演の詳細内容は、社会学専攻の研究紀要『専修社会学』(第18号、本年3月刊行予定)に掲載される。(文学部教授・広田康生)